

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済政策や金融政策の継続により、景気は穏やかな回復基調で推移しました。しかしながら、新興国の経済停滞や、英国のEU離脱の影響による世界経済の減速懸念に伴い株安・円高が進むなど、引き続き留意が必要な状況でありました。

当社グループが関連する建設業界におきましては、民間建設投資は建築・設備投資ともに堅調に推移しました。また、災害復興や東京オリンピック・パラリンピック等に伴う需要の強さがあった一方で、地方においては公共投資が減少に転じるな

ど、建設需要は全体的に弱含みの状態で推移する厳しい経営環境でありました。

このような状況のなか、当社グループでは企業価値向上のため、中期経営計画(平成26年度～平成28年度)の諸施策に基づく重点項目の推進に努めました。国内においては、官民の需要が集中する首都圏等に拠点を拡充するとともに、平成28年3月に九州地区の大手レンタル会社である(株)ニシケン(福岡県久留米市)を子会社化するなど、国内営業基盤の拡充と拡大に努めました。

2016(平成28)年10月期の連結業績につきましては、連結売上高は1,448億70百万円(前年同期比8.7%増)となりました。利益面につきましては、レンタル資産等への資産増強に伴う減価償却費の負担増の影響から、営業利益は151億34百万円(同7.0%減)、経常利益は144億5百万円(同10.9%減)となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は80億98百万円(同15.3%減)となりました。

セグメント別の概況については次ページのとおりであります。



(注)本事業報告には写真やグラフ、図などご参考となる資料を掲載しております。  
ご参考となる資料には、本注釈と同系色(黄土色)の罫線や地色を配しています。

### 建設関連事業

当社の主力事業である建設関連におきましては、東北復興や東京オリンピック・パラリンピックに向けたインフラ再整備を中心に、建設需要は底堅く推移しました。しかしながら、その他の地域においては、公共工事が先送りされるなど、当期間における建設機械のレンタル需要は地域によってまだら模様の事業環境となりました。

このような状況の中、当社グループは、熊本地方で発生した地震による災害復旧活動や、北海道で発生した豪雨災害による復旧活動に対応するため、グループ企業との連携強化や各社の経営資源の実効的な配分を行うなど、総力を挙げて復旧支

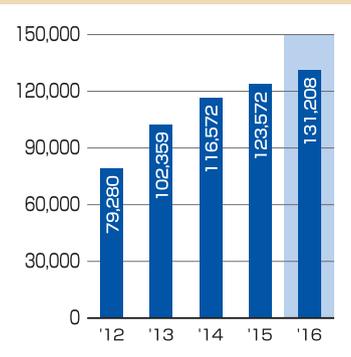
援に努めました。なお、同事業における地域別売上高の前年同期比は、北海道地区0.5%減、東北地区2.6%増、関東甲信越地区6.1%増、関西中部地区1.1%減、九州沖縄地区89.9%増でありました。(株)ニシケンの連結組み入れにより、これまで拠点展開の少なかった九州地区での売上高が大きく増加しました。

また、中古建機販売につきましては、適正な資産構成を保つため、一定期間を経年した機械の計画的な売却を実施しており、当期の売上高は前年同期比4.1%減となりました。

以上の結果、建設関連事業の売上高は

#### ご参考

建設関連事業の売上高 単位：百万円



1,312億8百万円（前年同期比6.2%増）、営業利益は140億57百万円（同9.8%減）となりました。

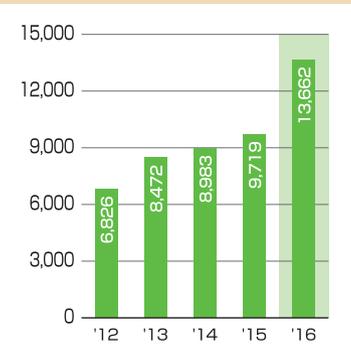
### その他の事業

その他の事業につきましては、鉄鋼関連、情報通信関連ともに堅調に推移したほか、新たに(株)ニシケンにおける福祉関連事業等が加わったことから、売上高は136億

62百万円（前年同期比40.6%増）、営業利益は6億60百万円（同118.8%増）と大幅な増加となりました。

#### ご参考

その他の事業の売上高 単位：百万円



### セグメント別売上高

(単位:百万円)

セグメント別	第51期 2015年10月期	第52期 2016年10月期	前年同期比増減率 (%)
建設関連事業	123,572	131,208	6.2
その他の事業	9,719	13,662	40.6
合計	133,292	144,870	8.7

ご参考

## カナモトグループ事業系統図



## (2) 資金調達等についての状況

### ① 資金調達

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額30億円の貸出コミットメント契約を締結しております。

### ② 設備投資

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資は総額294億41百万円で、その内訳はレンタル用資産の購入が254億43百万円、営業所の新設・移転・増設など社用資産投資額が39億97百万円であります。

### 当企業集団における主な事業所の新設

#### 株式会社カナモト

熊谷営業所(埼玉県熊谷市)

中讃営業所(香川県善通寺市)

石狩営業所(北海道石狩市)

福島機械整備センター(福島県郡山市)

新庄営業所(山形県新庄市)

柏崎営業所(新潟県柏崎市)

桶川北本営業所(埼玉県北本市)

山梨南営業所(山梨県南巨摩郡)

当企業集団における主な事業所の閉鎖

株式会社カナモト

夕張機械センター（北海道夕張市）

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

九州地区での事業基盤強化並びに福祉介護用品レンタル事業への事業領域の拡大のため、当社は2016（平成28）年3月14日付で株式会社ニシケンの株式76.7%を取得し、同社は当社の子会社（連結）となりました。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第49期 (2013年10月期)	第50期 (2014年10月期)	第51期 (2015年10月期)	第52期 (2016年10月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	110,831	125,555	133,292	144,870
経常利益 (百万円)	11,073	16,078	16,164	14,405
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,809	9,299	9,557	8,098
1株当たり当期純利益 (円)	175.50	258.02	266.27	229.16
総資産 (百万円)	169,250	188,491	202,919	220,836
純資産 (百万円)	56,192	65,513	71,998	81,434
1株当たり純資産額 (円)	1,513.49	1,758.24	1,969.16	2,169.93

(注)「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に表示変更を行っております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの主力事業が建機レンタルであることから、国内建設投資の多寡によって業績が大きく左右されない事業領域、資産保有規模、資産構成を追求することにより、強靱な収益体制ときめ細やかな営業体制を構築する必要があります。

##### ① 人材育成と、グループ、アライアンスの強化

建機レンタル業界においては、業者間競争の激化により、この数年で一段と峻別・淘汰が進むと想定されます。建機レンタル業界の主導的企業としてふさわしい知識とスキルを持つ社員育成に努め、さらに国内、海外の事業拡大に即応した人材教育を図ります。また、事業領域、エリアの拡大にはグループ企業との連携、アライアンス企業との関係強化は必須であり、総合的な企業活力の充実に努めてまいります。

##### ② 財務戦略の強化

レンタル用資産、社用設備等の投資計画を踏まえつつ、タイムリーかつ最適な資金調達を図るとともに、資産の流動化等も取り入れ、資金効率の向上を図ることで、極力、有利子負債の圧縮を推し進め、財務内容の改善に努めてまいります。

##### ③ コスト削減の継続

資産導入にあたっては徹底したベンチマーク制度をとっていますが、さらに資産運用方針に基づくメンテナンスコストの適正化を実現することで資産価値の維持を図ります。

##### ④ 海外拠点管理の強化

海外展開の推進に合わせ、営業面の強化はもちろん、資産管理、業績管理等の管理体制の強化に努めてまいります。そのための人材配置、人材育成の体制を早急に構築してまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2016年10月31日現在)

事業内容	主な取扱商品
建設関連事業	建設用機械・器具、建設用仮設資材、建設用保安用品、仮設ユニットハウス等のレンタル・販売
その他の事業	型鋼、鋼板、丸棒等鉄鋼製品の販売、請負工事、コンピュータ等のレンタル・販売、福祉用具、介護用品のレンタル・販売等

(6) 企業集団の主要拠点等 (2016年10月31日現在)

① 主要な営業所及び工場の状況

当社は、本社管理本部を札幌市中央区に置き、営業統括本部を東京都港区に置いております。  
 なお、主要な営業所の数は下記のとおりであります。

■ 地域別事業所数 (非営業部門は除く)

	地域名	建設関連事業		その他の事業	
		当社単独	連結子会社	当社単独	連結子会社
国内	北海道	64	21	3	0
	東北	55	11	0	0
	関東	33	24	1	0
	中部	18	9	0	0
	近畿	5	14	0	9
	中国	2	2	0	9
	四国	2	1	0	0
	九州	0	74	0	18
海外	中国	0	7	0	0
合計		342		40	



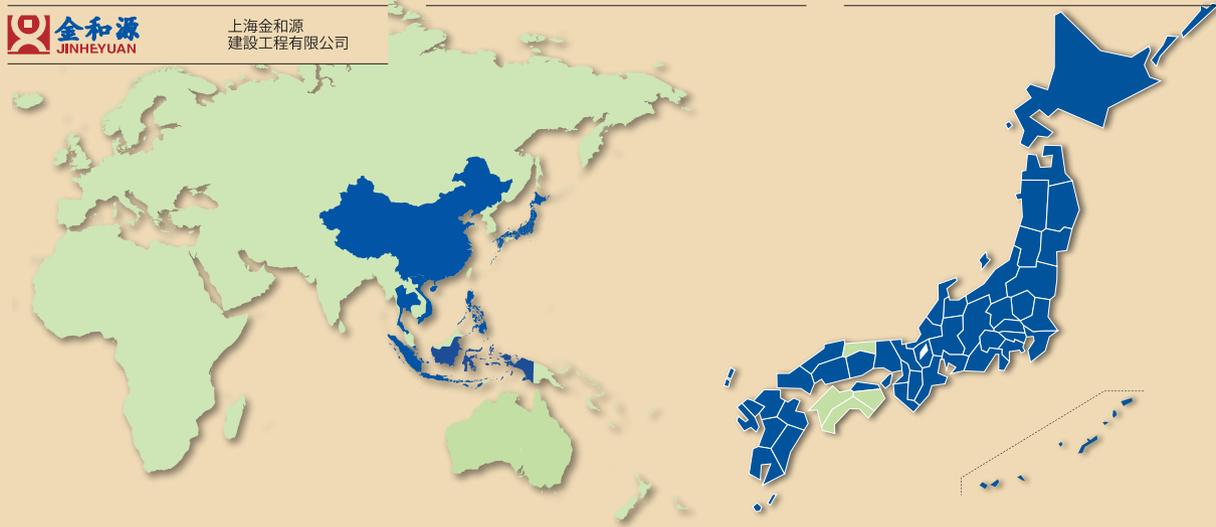
# kanamoto ALLIANCE GROUP

カナモトアライアンスグループ

	株式会社アシスト
	株式会社カナテック
	株式会社カンキ
	株式会社九州建産
	第一機械産業株式会社
	東洋工業株式会社
	株式会社ニシケン
	ユナイト株式会社
	上海金和源 建設工程有限公司

	株式会社 KGフローテクノ KG Flowtechno Co., Ltd.	株式会社KGフローテクノ
	上海可基机械设备有限公司 Shanghai KG Machinery Co., Ltd.	上海可基机械设备有限公司
	金本(香港)有限公司 Kanamoto (HK) Co., Ltd.	金本(香港)有限公司
	kanamoto & JP Nelson EQUIPMENT (S) PTE. LTD.	Kanamoto & JP Nelson Equipment (S) PTE. Ltd.
	KNK MACHINERY&EQUIPMENT CORPORATION	KNK MACHINERY&EQUIPMENT CORPORATION
	kanamoto INDONESIA	PT Kanamoto Indonesia
	KANAMOTO FECON HASSYU CONSTRUCTION EQUIPMENT RENTAL JSC	KANAMOTO FECON HASSYU CONSTRUCTION EQUIPMENT RENTAL JSC
	有限会社エーワ商会	有限会社エーワ商会

	株式会社 朝日レンタックス	株式会社朝日レンタックス
	Siam kanamoto co.ltd บริษัท สยามคานาโมโต จำกัด	SIAM KANAMOTO CO., LTD.
	小松土木通商	株式会社小松土木通商
	com supply	株式会社コムサプライ
	SUGA スガキカイ	菅機械工業株式会社
	東友エンジニアリング株式会社	東友エンジニアリング 株式会社
	町田機工	町田機工株式会社
	名岐エンジニアリング株式会社	名岐エンジニアリング 株式会社



カナモトアライアンスグループの営業拠点は国内441拠点、海外も合わせると455拠点

② 企業集団の使用人の状況

	使用人数(名)
建設関連事業	2,549
その他の事業	226
全社(共通)	169
合計	2,944

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、役員、嘱託、臨時社員を含んでおりません。  
 2. 使用人数合計は前連結会計年度末に比べ479名増加しております。主な要因として当連結会計年度に株式会社ニシケンを連結範囲に含めたことにより357名増加していることによります。  
 3. 全社(共通)として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

③ 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,789名	113名増	37.5歳	10.8年

(注) 使用人数は就業人員であり、役員、嘱託、臨時社員を含んでおりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社アシスト	136百万円	100.0	什器備品・保安用品等のレンタル・販売
株式会社カナテック	100百万円	100.0	仮設ユニットハウスの設計・販売
株式会社カンキ	99百万円	92.7	建設機械のレンタル・販売
株式会社九州建産	70百万円	61.5	基礎機械を主力とする建設機械のレンタル・販売
第一機械産業株式会社	20百万円	100.0	建設機械のレンタル・販売
東洋工業株式会社	31百万円	100.0	シールド工法関連の周辺機器のレンタル・販売
株式会社ニシケン	1,049百万円	76.7	建設機械、仮設資材、福祉用具、介護用品等のレンタル・販売
ユナイト株式会社	1,144百万円	66.9	道路建機のレンタル・販売、道路工事施工
上海金 and 源建设工程有限公司	193,271千人民币	85.3	建設機械のレンタル・販売、建設資材の輸出入業務

- (注) 1. 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。  
 2. 株式会社ニシケンの出資比率は、自己株式68,126株を控除して算出しております。

## (8) 主要な借入先及び借入額 (2016年10月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,541
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,478
株式会社みずほ銀行	4,101
株式会社北洋銀行	2,655
株式会社北海道銀行	2,440
株式会社七十七銀行	2,172
北海道信用農業協同組合連合会	1,770
株式会社第四銀行	1,682
農林中央金庫	1,647
みずほ信託銀行株式会社	1,361

## (9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要の経営課題の一つとして位置付けております。配当政策に関しましては、今後も事業環境に関わらず一定の配当を安定して行い、さらに業績に応じた利益還元を加えていきたいと考えております。そのうえで、財務体質の強化と将来の積極的事业展開に必要な内部留保の充実を図ることを基本方針としております。

当期2016(平成28)年10月期の期末配当は30円、中間配当15円と合わせて、1株当たり年間配当は45円とすることを取締役会で決議しております。

また、内部留保金は、レンタル用資産等の設備投資の源泉として株主資本充実に充てる予定です。なお、資本政策を機動的に行えるよう自己株式買入れの体制も整えております。

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

### 株式の状況 (2016年10月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 130,000,000株
- ② 発行済株式の総数 36,092,241株 (自己株式753,079株を含む)
- ③ 株主数 9,203名

#### ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
オリックス株式会社	1,628	4.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,173	3.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,150	3.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,100	3.11
コマツ建機販売株式会社	954	2.70
カナモトキャピタル株式会社	915	2.59
株式会社北海道銀行	888	2.51
東京海上日動火災保険株式会社	802	2.27
株式会社北洋銀行	763	2.15
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	689	1.95

(注) 持株比率は自己株式(753,079株)を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項 (2016年10月31日現在)

### (1) 取締役及び監査役の状況

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
金本 寛中	代表取締役社長 執行役員	上海金和源建設工程有限公司董事長
金本 哲男	取締役 副社長執行役員 営業統括本部長 兼 レンタル事業部長	東洋工業株式会社代表取締役社長 ユナイト株式会社代表取締役会長 株式会社KGフローテクノ代表取締役会長 金本(香港)有限公司董事長 Kanamoto & JP Nelson Equipment(S) PTE. Ltd. 代表取締役
卯辰 伸人	取締役 専務執行役員 経理部長 兼 情報システム部管掌 兼 事務センター管掌	
成田 仁志	取締役 執行役員 業務部長	株式会社カナテック代表取締役社長
平田 政一	取締役 執行役員 レンタル事業部副事業部長 兼 特販部長 兼 品質保証室長	
北方 敬一	取締役 執行役員 レンタル事業部部長	株式会社カンキ代表取締役社長
磯野 浩之	取締役 執行役員 総務部長 兼 社長室長	
金本 龍男	取締役 執行役員 レンタル事業部副事業部長 兼 北海道地区統括部長 兼 関東甲信越地区統括部長 兼 道北ブロック長 兼 鉄鋼事業部管掌	
長崎 学	取締役 執行役員 レンタル事業部九州地区担当役員	株式会社ニシケン代表取締役社長
麻野 裕一	取締役 執行役員 債権管理部長	
椋梨 直樹	取締役 執行役員 営業統括本部長補佐 兼 海外事業部長	
橋口 和典	取締役 執行役員 営業統括本部長補佐 兼 事業開発室長 兼 情報機器事業部管掌 兼 イベント営業部管掌 兼 ニュープロダクツ室管掌	
益子 哲郎	取締役 (社外取締役)	
野上 善弘	取締役 (社外取締役)	
米川 元樹	取締役 (社外取締役)	
金本 栄中	常勤監査役	
横田 直之	常勤監査役	
橋本 昭夫	監査役 (社外監査役)	弁護士
辻 清宏	監査役 (社外監査役)	税理士
直井 暁	監査役 (社外監査役)	公認会計士
曾我 浩司	監査役 (社外監査役)	

- (注) 1. 取締役益子哲郎氏、取締役野上善弘氏、取締役米川元樹氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役橋本昭夫氏、監査役辻清宏氏、監査役直井暁氏、監査役曾我浩司氏は社外監査役であります。  
 3. 監査役辻清宏氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 監査役直井暁氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 取締役益子哲郎氏、取締役野上善弘氏、取締役米川元樹氏は、当社が株式を上場している東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、両取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。  
 6. 監査役橋本昭夫氏、監査役辻清宏氏、監査役直井暁氏は、当社が株式を上場している東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、両取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。  
 7. 2016年11月1日付で代表取締役会長に金本寛中が、代表取締役社長に金本哲男が就任しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬額等の総額

区 分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役	13 (1)	57 (0)
監査役(うち社外監査役)	6 (4)	26 (3)
合 計	19 (5)	83 (4)

(注) 1. 上記の支給人員には、無報酬の取締役2名(社外取締役)は含まれておりません。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等相当額159百万円(賞与を含む)は含まれておりません。

3. 取締役の報酬限度額は、1991年1月24日開催の第26回定時株主総会において年額240百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。

4. 監査役の報酬限度額は、2007年1月26日開催の第42回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職状況

該当事項はありません。

### ② 他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

### ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### ④ 当事業年度における活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	益子 哲郎	就任以降開催の取締役会4回すべてに出席しており(出席率100%)、議案及び審議に関し必要な助言・提言を適宜行っております。
取 締 役	野上 善弘	当事業年度開催の取締役会5回すべてに出席しており(出席率100%)、議案及び審議に関し必要な助言・提言を適宜行っております。
取 締 役	米川 元樹	就任以降開催の取締役会4回すべてに出席しており(出席率100%)、議案及び審議に関し必要な助言・提言を適宜行っております。
監 査 役	橋本 昭夫	当事業年度開催の取締役会5回すべてに(出席率100%)、また、監査役会8回のうち7回に出席しており(出席率87.5%)、主に弁護士としての専門的見地から、必要な助言・提言を適宜行っております。
監 査 役	辻 清宏	当事業年度開催の取締役会5回すべてに(出席率100%)、また、監査役会8回すべてに出席しており(出席率100%)、主に税理士としての専門的見地から、必要な助言・提言を適宜行っております。
監 査 役	直井 暁	当事業年度開催の取締役会5回すべてに(出席率100%)、また、監査役会8回すべてに出席しており(出席率100%)、主に公認会計士としての専門的見地から、必要な助言・提言を適宜行っております。
監 査 役	曾我 浩司	当事業年度開催の取締役会5回すべてに(出席率100%)、また、監査役会8回すべてに出席しており(出席率100%)、長年の金融機関への勤務経験及び他社における常勤監査役としての経験から必要な助言・提言を適宜行っております。

(注) 上記のほか、意思決定の迅速化を図るため会社法第370条の規定に基づく書面決議を21回実施しております。

#### ⑤ 責任限定契約に関する事項

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める限度額としております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支払額(百万円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等を総合的に検討し、また過去の報酬実績も参考にして、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

3. 当社の子会社である株式会社ニシケンは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する決定を行います。

### (5) 会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

#### ① 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

#### ② 処分の内容

業務改善命令（業務管理体制の改善）

3ヶ月間の業務の一部の停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）（平成28年1月1日から同年3月31日まで）

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は2015(平成27)年4月23日の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定の決議をいたしました。それに伴い、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についても改定を行いました。決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社は、コンプライアンスに関する規範として「倫理規程」を定め、社長を委員長とするコンプライアンス委員会の下、全社を挙げて法令・倫理規程遵守の体制を整備するとともに、当社の経営理念、社員行動基準を集約したハンドブックを全役職員に配布することでコンプライアンス精神の浸透を図っております。また、相談・通報制度として、窓口を社内外に設置し、社員等からの相談・通報を直接受けた際は、問題の早期解決を図りつつ、通報者の秘密を厳守するとともに、通報者が不利益を被ることがないように万全の体制を期しております。なお、重要な法的課題に対しては社長直轄の組織として法務室を設置し、意思決定において適法な判断を行うことができる体制を整えております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び文書取扱規程、文書保存規程に則り文書等の保存を行っております。また、情報の管理は内部情報管理規程及び一般情報管理規程に則り、個人情報については個人情報保護規程及び個人情報保護マニュアルに則って対応しております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社は、各部門が所管業務に付随するリスクを認識、評価する仕組みを整備し、事前に予防する体制を構築しております。各部門の権限と責任を明確にし、取締役会の下、組織横断的にリスク管理の状況を監督し、新たなリスクを発見できる体制を構築しております。また、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生、又は発生するおそれが生じた場合は、「有事対応マニュアル(コンティンジェンシー・プラン)」に基づき適切に対応するとともに、再発防止策を講じます。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社は、定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定、経営戦略・事業計画の執行及び監視に関する意思決定を機動的に行っております。当社の取締役会では、子会社の財務状況その他の重要事項の報告を受けております。経営計画は、次期事業年度及び中期の計画を立案し、具体的数値に基づいた全社的な目標を各部門の責任者に明示しております。各部門では部門目標を設定し、達成に向けて、進捗管理と具体的施策を実行しております。また、当社は、経営の意思決定の迅速化を図りつつ、監督責任と執行責任を明確化するため執行役員制度を導入し、各執行役員は取締役会から示された経営計画の達成を担うものとしております。取締役の任期は1年とし、変化の激しい経営環境に迅速に対応するものとしております。

#### ⑤ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の「倫理規程」をグループ各社へ準用するよう求め、そこで規定されるコンプライアンス委員会や相談・通報制度の対象範囲をグループ企業全体に広げ、業務の適正化が行き渡るようにしております。

また、当社及び関係会社は金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び決算財務報告に係る内部統制並びに業務プロセスの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、かつ適正な運用を行っております。なお、財務報告に係る内部統制において、各組織(者)は次の役割を確認しております。

[1] 経営者は、組織のすべての活動において最終的な責任を有しており、基本方針に基づき内部統制を整備・運用しております。

[2] 取締役会は、経営者の内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有しており、財務報告とその内部統制が確実に実行しているか経営者を監視、監督しております。

[3] 監査役は、独立した立場から、財務報告とその内部統制の整備及び運用状況を監視、検証しております。

[4] 内部統制監査室は、監査規程に則り、当社及び関係会社における財務報告に係る内部統制の有効性について経営者に代わり独立した立場で客観的に評価し、必要に応じてその改善、是正に関する提言とともに経営者並びに取締役会に報告しております。

#### ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のため監査役スタッフを置く体制を整えております。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。監査役の指示の実効性を確保しております。

#### ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

使用人の人事（任命・異動・評定）については、監査役の同意を得るものとします。

#### ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役に対する監査を行うため取締役会に出席し、その他重要な意思決定や業務執行状況の把握のため、主要な会議や委員会へも出席します。当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告しております。常勤監査役は、稟議書の回覧を受け、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めることができます。監査役に報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。

また、監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換をしており、内部統制監査室は、監査終了後すみやかに、監査の結果について、代表取締役並びに監査役に内部統制監査報告書を提出します。

なお、監査役及び内部統制監査室は、会計監査人や弁護士など外部の専門家と、情報の交換を行うなど連携を図っております。

#### ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理しております。

#### ⑩ 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、「倫理規程」の中で、社会の秩序や安全並びに企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や個人・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の取引や関係を遮断し、一切関わらないこととする旨を定め、対応部署において外部専門機関などから情報を収集するとともに、社内研修などを実施し、社員教育に努めております。また、有事の際には、所轄警察署、顧問弁護士等と連携し、組織的に反社会的勢力からの不当要求を遮断、排除できる体制構築に努めております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社及び当社子会社は金融商品取引法の定めに従い、毎期内部統制の整備及び運用状況を評価し、その適正性について外部監査人による監査を実施しております。

また、統制レベルを維持、強化する目的から、内部統制監査室による当社及び関連会社の監査を毎期実施しており、必要に応じ、経営者及び取締役会並びに監査役会、内部統制委員会に報告しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## ■ 連結損益計算書

	第52期 (2015.11.1~2016.10.31)
	(単位:百万円)
<b>売上高</b>	<b>144,870</b>
売上原価	101,313
<b>売上総利益</b>	<b>43,556</b>
販売費及び一般管理費	28,422
<b>営業利益</b>	<b>15,134</b>
<b>営業外収益</b>	<b>528</b>
受取利息及び配当金	146
受取賃貸料	71
受取保険金	29
貸倒引当金戻入額	47
その他	233
<b>営業外費用</b>	<b>1,257</b>
支払利息	267
手形売却損	11
為替差損	493
投資損失引当金繰入額	278
その他	206
<b>経常利益</b>	<b>14,405</b>
<b>特別利益</b>	<b>59</b>
固定資産売却益	35
補助金収入	6
投資有価証券売却益	2
段階取得に係る差益	14
<b>特別損失</b>	<b>620</b>
減損損失	254
固定資産除売却損	164
投資有価証券評価損	54
投資有価証券売却損	4
関係会社株式評価損	141
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>13,844</b>
法人税、住民税及び事業税	5,215
法人税等調整額	36
法人税等合計額	5,252
<b>当期純利益</b>	<b>8,591</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	493
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>8,098</b>

## ■ 連結貸借対照表

【資産の部】	(単位：百万円)	第52期 (2016.10.31現在)
<b>流動資産</b>		<b>85,945</b>
現金及び預金		33,209
受取手形及び売掛金		36,502
電子記録債権		3,718
有価証券		200
商品及び製品		693
未成工事支出金		61
原材料及び貯蔵品		379
建設機材		10,265
繰延税金資産		604
その他		997
貸倒引当金		△ 689
<b>固定資産</b>		<b>134,891</b>
<b>有形固定資産</b>		<b>124,776</b>
レンタル用資産		74,953
建物及び構築物		12,145
機械装置及び運搬具		1,036
工具、器具及び備品		449
土地		35,630
建設仮勘定		561
<b>無形固定資産</b>		<b>1,292</b>
のれん		628
ソフトウェア仮勘定		406
その他		257
<b>投資その他の資産</b>		<b>8,821</b>
投資有価証券		6,911
繰延税金資産		419
その他		2,216
貸倒引当金		△ 406
投資損失引当金		△ 320
<b>資産合計</b>		<b>220,836</b>

【負債の部】	(単位：百万円)	第52期 (2016.10.31現在)
<b>流動負債</b>		<b>70,152</b>
支払手形及び買掛金		26,986
1年以内償還予定の社債		40
短期借入金		15,145
リース債務		1,357
未払金		21,079
未払法人税等		2,052
賞与引当金		1,091
その他		2,399
<b>固定負債</b>		<b>69,249</b>
長期借入金		26,644
リース債務		2,700
長期未払金		38,870
役員退職慰労引当金		94
退職給付に係る負債		234
資産除去債務		384
その他		321
<b>負債合計</b>		<b>139,402</b>

【純資産の部】		
<b>株主資本</b>		<b>74,458</b>
資本金		13,652
資本剰余金		14,916
利益剰余金		48,017
自己株式		△ 2,129
<b>その他の包括利益累計額</b>		<b>2,225</b>
その他有価証券評価差額金		2,051
為替換算調整勘定		164
退職給付に係る調整累計額		8
<b>非支配株主持分</b>		<b>4,750</b>
<b>純資産合計</b>		<b>81,434</b>
<b>負債・純資産合計</b>		<b>220,836</b>

■ 連結株主資本等変動計算書 第52期(2015.11.1~2016.10.31)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,652	14,916	41,156	△ 2,128	67,597
当期変動額					
剰余金の配当			△1,236		△1,236
親会社株主に帰属する当期純利益			8,098		8,098
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	-	6,861	△ 0	6,861
当期末残高	13,652	14,916	48,017	△ 2,129	74,458

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,948	△ 0	43	-	1,991	2,409	71,998
当期変動額							
剰余金の配当					-		△ 1,236
親会社株主に帰属する当期純利益					-		8,098
自己株式の取得					-		△ 0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	103	0	121	8	233	2,341	2,574
当期変動額合計	103	0	121	8	233	2,341	9,435
当期末残高	2,051	-	164	8	2,225	4,750	81,434

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年12月16日

株式会社カナモト  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石若 保志 (印)  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齊藤 揮蒼浩 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カナモトの平成27年11月1日から平成28年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カナモト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## ■ 損益計算書

	第52期 (2015.11.1~2016.10.31)
	(単位:百万円)
<b>売上高</b>	<b>103,777</b>
売上原価	73,575
<b>売上総利益</b>	<b>30,201</b>
販売費及び一般管理費	18,337
<b>営業利益</b>	<b>11,864</b>
<b>営業外収益</b>	<b>986</b>
受取利息及び受取配当金	148
受取賃貸料	293
受取出向料	202
貸倒引当金戻入額	205
その他	137
<b>営業外費用</b>	<b>718</b>
支払利息	127
手形売却損	9
貸倒引当金繰入額	23
投資損失引当金繰入額	278
為替差損	139
その他	140
<b>経常利益</b>	<b>12,132</b>
<b>特別利益</b>	<b>15</b>
固定資産売却益	10
補助金収入	2
投資有価証券売却益	2
<b>特別損失</b>	<b>1,133</b>
固定資産除売却損	64
投資有価証券評価損	54
関係会社株式評価損	1,014
<b>税引前当期純利益</b>	<b>11,014</b>
法人税、住民税及び事業税	4,065
法人税等調整額	108
法人税等合計額	4,174
<b>当期純利益</b>	<b>6,840</b>

## ■ 貸借対照表

	第52期 (2016.10.31現在)
<b>【資産の部】</b>	(単位:百万円)
<b>流動資産</b>	<b>63,885</b>
現金及び預金	25,489
受取手形	5,630
電子記録債権	3,658
売掛金	18,238
有価証券	200
商品及び製品	259
未成工事支出金	61
建設機材	9,058
原材料及び貯蔵品	267
前払費用	303
繰延税金資産	334
短期貸付金	50
その他	403
貸倒引当金	△ 69
<b>固定資産</b>	<b>114,911</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>96,348</b>
レンタル用資産	53,451
建物	7,603
構築物	1,926
機械及び装置	736
車輛運搬具	12
工具、器具及び備品	254
土地	31,925
建設仮勘定	438
<b>無形固定資産</b>	<b>444</b>
ソフトウェア	88
電話加入権	52
ソフトウェア仮勘定	302
その他	0
<b>投資その他の資産</b>	<b>18,118</b>
投資有価証券	5,557
関係会社株式	11,309
出資金	12
関係会社長期貸付金	2,249
破産更生債権等	20
長期前払費用	29
保険積立金	38
差入保証金	908
その他	44
貸倒引当金	△ 1,491
投資損失引当金	△ 560
<b>資産合計</b>	<b>178,796</b>

	第52期 (2016.10.31現在)
<b>【負債の部】</b>	(単位:百万円)
<b>流動負債</b>	<b>52,320</b>
支払手形	16,190
買掛金	4,750
短期借入金	11,079
未払金	16,932
未払費用	388
未払法人税等	1,442
未払消費税等	137
賞与引当金	614
設備関係支払手形	480
その他	303
<b>固定負債</b>	<b>54,810</b>
長期借入金	21,452
長期未払金	32,797
繰延税金負債	296
資産除去債務	259
その他	4
<b>負債合計</b>	<b>107,130</b>
<b>【純資産の部】</b>	
<b>株主資本</b>	<b>69,653</b>
<b>資本金</b>	<b>13,652</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>14,916</b>
資本準備金	14,773
その他資本剰余金	143
<b>利益剰余金</b>	<b>43,212</b>
利益準備金	1,375
その他利益剰余金	41,837
固定資産圧縮積立金	22
別途積立金	33,731
繰越利益剰余金	8,082
<b>自己株式</b>	△ 2,129
<b>評価・換算差額等</b>	<b>2,012</b>
その他有価証券評価差額金	2,012
<b>純資産合計</b>	<b>71,665</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>178,796</b>

■ 株主資本等変動計算書 第52期(2015.11.1~2016.10.31)

(単位:百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	13,652	14,773	143	14,916	1,375	22	26,731	9,479	37,609
当期変動額									
別途積立金の積立				-			7,000	△ 7,000	-
剰余金の配当				-				△ 1,236	△ 1,236
当期純利益				-				6,840	6,840
自己株式の取得				-					-
税率変更による積立金の調整額				-		0		△ 0	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				-					-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	0	7,000	△ 1,397	5,603
当期末残高	13,652	14,773	143	14,916	1,375	22	33,731	8,082	43,212

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 2,128	64,050	1,897	1,897	65,948
当期変動額					
別途積立金の積立		-		-	-
剰余金の配当		△ 1,236		-	△ 1,236
当期純利益		6,840		-	6,840
自己株式の取得	△ 0	△ 0		-	△ 0
税率変更による積立金の調整額		-		-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		-	114	114	114
当期変動額合計	△ 0	5,602	114	114	5,716
当期末残高	△ 2,129	69,653	2,012	2,012	71,665

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社カナモト  
取締役会 御中

平成28年12月16日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 石若 保志 (印)  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤 揮誉浩 (印)  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カナモトの平成27年11月1日から平成28年10月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成27年11月1日から平成28年10月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年12月26日

株式会社力ナモト	監査役会
常勤監査役	金本栄中 (印)
常勤監査役	横田直之 (印)
社外監査役	橋本昭夫 (印)
社外監査役	辻 清宏 (印)
社外監査役	直井 暁 (印)
社外監査役	曾我浩司 (印)

(第52期事業報告)

以上